



Miyake newsletter

「代表取締役等住所非表示措置」が施行されます

平素より大変お世話になっております。

さて、今回は「代表取締役等住所非表示措置」について、ご案内させていただきます。

「代表取締役等住所非表示措置」は「商業登記規則等の一部を改正する省令」（令和6年法務省令第28号）により創設された制度であり、令和6年（2024年）10月1日から施行されます¹。

本ニュースレターにおいては、同制度の概要及び留意点について解説いたします。

令和6年8月14日

弁護士法人三宅法律事務所

* 本ニュースレターに関するご質問・ご相談がありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士渡邊雅之

TEL 03-5288-1021（代表）

Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

司法書士 中西愛

TEL 06-6202-5089

Email: a-nakanishi@miyake.gr.jp

¹ 法務省の『[代表取締役等住所非表示措置について](#)』のウェブサイトもご覧ください。

1. 制度の概要

「代表取締役等住所非表示措置」とは、一定の要件の下、株式会社の代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下「代表取締役等」といいます。）の住所のうち、行政区画以外のものを登記事項証明書や登記事項要約書、登記情報提供サービス（以下「登記事項証明書等」といいます。）に表示しないことを申し出ることができる措置です²。

ここにいう「行政区画」とは、都道府県及び市区町村をいい、政令指定都市においては区を含みます。

2. 申出の対象

「代表取締役等住所非表示措置」の対象となる会社は、株式会社（特例有限会社を除く。）のみです。

したがって、その他の会社（特例有限会社、合同会社、合資会社など）並びに各種の法人（一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人など）、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合及び限定責任信託については対象外です。

² 商業登記法施行規則（以下「規則」という。）31条の3第1項

3. 申出を行うことができる登記の申請

「代表取締役等住所非表示措置」は、登記の申請と併せて申し出るものとされたところ、この対象となる株式会社の登記は、

- ① 設立の登記
- ② 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記
- ③ 代表取締役若しくは代表執行役の就任若しくは住所変更による変更の登記
- ④ 清算人の登記
- ⑤ 代表清算人の就任若しくは住所変更による変更の登記

です³。

申出だけを単独ではできず、設立の登記や代表取締役等の就任の登記、代表取締役等の住所移転による変更の登記など、代表取締役等の住所が登記されることとなる登記の申請と同時にする場合に限りすることができます。

また、代表取締役又は代表執行役の重任の登記や本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新本店所在における登記であって、既に登記されている代表取締役又は代表執行役の住所から変更がない場合であっても、代表取締役等住所非表示措置を申出をすることができます。

なお、「代表取締役又は代表執行役の就任の登記」には、重任の登記を含み、また、重任の登記や本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記であって、既に登記されている代表取締役又は代表執行役の住所から変更がない場合であっても、代表取締役等住所非表示措置の申出をすることができます。

申出をする場合には、登記の申請書に、以下の事項を記載します。

- ・ 代表取締役等住所非表示措置を希望する旨
- ・ 代表取締役等住所非表示措置の対象となる者の資格、氏名及び住所
- ・ 申出に当たって添付する書面（実質的支配者リストの保管の申出をしている場合は、その旨及び申出先）

[申出の記載例 1](#) 【PDF】（代表取締役の住所移転の登記の申請と併せて申出をする場合）

[申出の記載例 2](#) 【PDF】（取締役会設置会社が代表取締役の就任の登記の申請と併せて申出をする場合）

³ 規則 31 条の 3 第 1 項前段

4. 申出の添付書面

申出の方法は、金融商品取引所に上場されている株式を発行している会社（以下「上場会社」といいます。）であるか否かによって必要な添付書面が異なります。

(1) 上場会社⁴

代表取締役等住所非表示措置の申出をする株式会社について、金融商品取引所に当該株式会社の株式が上場されていることを認めるに足りる書面の添付を要します。既に代表取締役等住所非表示措置が講じられている場合には添付は不要です。

この書面には、当該株式会社の上場に係る情報が掲載された金融商品取引所のホームページの写し等が該当します。

なお、この書面の当該株式会社の代表取締役等による奥書等は不要です。

(2) 上場会社以外の株式会社⁵

以下の①から③までの書面を添付する必要があります。

なお、既に代表取締役等住所非表示措置が講じられている代表取締役等の住所の変更の登記や代表取締役等住所非表示措置の対象となる代表取締役等を追加する場合には、②の書面の添付は必要ですが、①・③の書面の添付は不要です⁶。

①株式会社の本店所在場所における実在性を証する書面

「株式会社の本店所在場所における実在性を証する書面」としては、以下の(i)または(ii)の書面が該当します。

(i) 当該申出と併せて行う登記の申請を受任した資格者代理人（登記の申請の代理を業として行うことができる代理人に限られます。）によって当該株式会社が本店の所在場所において実在することを確認した書面

- ✓ 当該資格者代理人において当該株式会社の本店所在場所における実在性を確認した日時及び具体的な方法を記載した当該資格者代理人（司法書士など登記の申請の代理を業として行うことができる代理人に限る）の職印（当該資格者代理人が法人の場合は、当該法人が登記所に提出している印鑑）を押印した書面等が該当します。

- ・ 登記の申請を受任した資格者代理人において株式会社の本店所在場所における実在性を確認した書面 ([PDF](#) [Word](#))

(ii) 当該株式会社が受取人として記載された書面がその本店の所在場所に宛てて配達証明郵便若しくはこれに準ずるものとして法務大臣が定めるものにより送付されたことを証する書面

⁴ 規則 31 条の 3 第 1 項 3 号

⁵ 規則 31 条の 3 第 1 項 1 号イ

⁶ 規則 31 条の 3 第 1 項 2 号

- ✓ 配達証明書と併せて当該株式会社の商号及び本店所在場所が送付先として記載された郵便物受領証の添付を要します。
- ✓ 当該配達証明書及び郵便物受領証に記載された当該株式会社の商号又は本店所在場所が登記記録と合致しない場合には、代表取締役等住所非表示措置を講ずることはできません。

②代表取締役等の氏名及び住所が記載されていることを証する書面

「代表取締役等の氏名及び住所が記載されていることを証する書面」には、以下のものが該当します。

- 住民票の写し
- 住民票記載事項証明書
- 戸籍の附票の写し
- 当該代表取締役等の氏名及び住所が記載された日本国領事が作成した証明書
- 運転免許証や個人番号カード等の写しであって、当該代表取締役等が原本と相違ない旨記載し、記名したもの

なお、これらの証明書が代表取締役等住所非表示措置の申出と併せて行う登記の申請書に添付されている場合には、当該申出のための改めての添付は要しません。ただし、当該登記の申請で登記される代表取締役等の住所については、これらの証明書に記載されている住所と合致することを要します。

③株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面

「実質的支配者の本人特定事項を証する書面」には以下のものが該当します。

- 当該申出と併せて行う登記の申請を受任した資格者代理人（司法書士又は司法書士法人に限る。）が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき実質的支配者の本人特定事項の確認⁷を行い、作成及び保存した確認記録の写し⁸
- 実質的支配者の本人特定事項についての当該株式会社の代表取締役等の供述を記載した書面であって当該申出と併せて行う登記の申請の日の属する年度又はその前年度において公証人の認証を受けたもの⁹
- 設立の際の公証人による定款認証時に、囑託人が申告した場合¹⁰の実質的支配者の本人特定事項についての申告受理及び認証証明書（当該申出と併せて行う登記の申請が当該株式会社の設立の日の属する年度又はその翌年度に行われる場合に限る。）

⁷ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」 4条 1項

⁸ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」 6条

⁹ 公証人法 58条の2 第1項

¹⁰ 公証人法施行規則 13条の4 第1項

なお、当該株式会社について、当該申出と併せて行う登記の申請の日の属する年度又はその前年度において、[実質的支配者情報一覧（実質的支配者リスト）の写しの交付](#)¹¹又は[保管の申出](#)¹²がされており、かつ、その旨が当該登記の申請書に記載されている場合には、「実質的支配者の本人特定事項を証する書面」の添付は要しません。

¹¹ 商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則7条

¹² 商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則2条

5. 代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合の登記事項の表示

代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合、登記事項証明書等において、代表取締役等の住所は最小行政区画までしか記載されないこととなります。具体的には、市区町村まで（東京都においては特別区まで、指定都市においては区まで）記載されます。

なお、代表取締役等住所非表示措置の対象となる住所は、申出と併せて申請される登記によって記録される住所に限られます。

したがって、閉鎖事項証明書や閉鎖登記簿謄本に記載された住所を含め過去の住所については対象外です¹³。

○登記事項の表示のイメージ

（申出前）

役員に関する事項	東京都千代田区有楽町1-7-1 代表取締役 甲野 太郎
----------	--------------------------------



（申出後）

役員に関する事項	東京都千代田区 代表取締役 甲野 太郎
----------	------------------------

¹³ 『[「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について](#)』（法務省民事局商事課・2024年4月16日、以下「パブコメ回答」という。）6番、36番

6. 代表者等住所非表示措置の継続

代表取締役等住所非表示措置が講じられている株式会社の登記の申請があった場合において、代表取締役等住所非表示措置が講じられている代表取締役等の住所と「同一のものを登記するとき」は、改めて代表取締役等住所非表示措置の申出することをなく、引き続き代表取締役等住所非表示措置が講じられます¹⁴。

「同一のものを登記するとき」とは、本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記、重任又は再任の登記（いずれも当該代表取締役等の住所に変更がない場合に限る。）が該当し、これらの場合には、改めて代表取締役等住所非表示措置の申出をすることを要しません。

○住所変更を伴わない重任の登記（代表取締役等住所非表示措置の申出不要）

役員に関する事項	東京都千代田区	令和6年10月1日就任
	代表取締役 甲野 太郎	令和6年10月8日登記
	東京都千代田区	令和8年10月1日重任
	代表取締役 甲野 太郎	令和6年10月8日登記

他方で、既に代表取締役等住所非表示措置が講じられている代表取締役等であっても、当該代表取締役等の住所変更（更正）の登記の申請をする場合には、改めて代表取締役等住所非表示措置の申出が必要となります。

代表取締役等住所非表示措置の申出がされずに住所変更（更正）登記の申請がされた場合、代表取締役等住所非表示措置が講じられません。司法書士が代理する場合は確認があると思いますが、ご自身でされる場合はご注意ください。

¹⁴ 規則 31 条の 3 第 3 項

○同一行政区画への住所移転の登記（代表取締役等非表示措置の同時申出なし）

役員に関する事項	<u>東京都千代田区</u>	令和6年10月1日就任
	代表取締役 甲野 太郎	令和6年10月8日登記
	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号	令和6年11月1日住所移
	代表取締役 甲野 太郎	転 令和6年11月8日登記

○他の行政区画への住所移転の登記（代表取締役等非表示措置の同時申出なし）

役員に関する事項	<u>東京都千代田区</u>	令和6年10月1日就任
	代表取締役 甲野 太郎	令和6年10月8日登記
	東京都品川区東五反田二丁目1番1号	令和6年11月1日住所移
	代表取締役 甲野 太郎	転 令和6年11月8日登記

7. 代表取締役等住所非表示措置の終了

以下の場合においては、登記官が職権で代表取締役等住所非表示措置を終了させることとなります¹⁵。

(1) 代表取締役等住所非表示措置を希望しない旨の申出があった場合

登記官は、代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社から、代表取締役等住所非表示措置を希望しない旨の申出があったときは、代表取締役等住所非表示措置を終了しなければなりません¹⁶

この場合において、代表取締役等住所非表示措置を希望しない旨の申出をする株式会社は、申出書に代表取締役等住所非表示措置を希望しない代表取締役等の氏名及び住所を記載するとともに、申出書又は委任による代理人の権限を証する書面に当該株式会社が登記所に提出している印鑑を押印しなければなりません。

なお、代表取締役等住所非表示措置を希望しない旨の申出については、登記の申請と併せてすることを要しません。

・代表取締役等住所非表示措置を希望しない旨の申出書 [PDF](#) [Word](#)

(2) 株式会社の本店所在場所における実在性が認められない場合

代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社について、その本店が登記上の所在場所に実在しない蓋然性が高いと考えられる場合、登記官は通知を株式会社の本店に宛てて送付し、一定の期間内に返送等がない場合は代表取締役等住所非表示措置を終了させます。

なお、本店所在場所における実在性がない旨弁護士又は司法書士から情報提供があった場合などには、当該通知を送付することなく代表取締役等住所非表示措置を終了させることがあります。

・本店所在場所における実在性に関する通知 [PDF](#)

(3) 上場会社でなくなった場合

代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社から、株式譲渡制限の定款の定めの設定による変更の登記が申請された場合などには、上場会社でなくなったものと判断し、代表取締役等住所非表示措置を終了させます¹⁷。

なお、株式譲渡制限の定款の定めの設定の登記と同時に改めて代表取締役等住所非表示措置の申出があった場合には、引き続き代表取締役等住所非表示措置を講じます。

¹⁵ 規則 31 条の 3 第 4 項 柱書

¹⁶ 規則 31 条の 3 第 4 項 1 号

¹⁷ 規則 31 条の 3 第 4 項 2 号

(4) 閉鎖された登記記録について復活すべき事由があると認められる場合

清算終了の登記を行い閉鎖されたものの清算が未了の財産があることが明らかとなった場合などにおいては、代表取締役等住所非表示措置を終了させます¹⁸。

¹⁸ 規則 31 条の 3 第 4 項 3 号

8. 留意点

(1) 取引等への影響

代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合には、登記事項証明書等によって会社代表者の住所を証明することができないこととなるため、金融機関から融資を受けるに当たって不都合が生じたり、不動産取引等に当たって必要な書類（会社の印鑑証明書等）が増えたりするなど、一定の影響が生じることが想定されます。

そのため、代表取締役等住所非表示措置の申出をする前に、このような影響があり得ることについて、慎重かつ十分な検討が必要です。

(2) 代表取締役等の住所変更が生じた場合

上記6でも説明したとおり、代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合であっても、会社法に規定する登記義務が免除されるわけではないため、代表取締役等の住所に変更が生じた場合には、その旨の登記の申請をする必要があります。

繰り返しになりますが、代表取締役等住所非表示措置の申出がされずに住所に変更がある登記が申請された場合、代表取締役等住所非表示措置が講じられませんので、御注意ください。

(3) 法律上の利害関係を有する者

代表取締役等住所非表示措置は、代表取締役等の住所の役割とプライバシーの保護のバランスを図ったものです。

代表取締役等住所非表示措置を講じた場合であっても、代表取締役等の住所が記載された書面を閲覧することについて「法律上の利害関係を有する者」については、登記簿の附属書類の利害関係を有する部分として閲覧をすることにより代表取締役等の住所の確認が可能です¹⁹。

また、代表取締役等住所非表示措置の申出に当たって添付された実質的支配者を証する書面等については、当該書面を閲覧することについて「法律上の利害関係を有する者」は、利害関係を有する部分を登記簿の附属書類として閲覧することが可能です²⁰。

これにより、株式会社の代表取締役等や実質的支配者に対して、被害者等がその責任を追及することが可能となります。

(4) 過去の代表取締役等の住所や退任された代表取締役等、閉鎖された登記事項証明書記載の住所については非表示措置の申し出はできません。

¹⁹ パブコメ回答8番、13番

²⁰ パブコメ回答15番